

「成安造形大学同窓会」 展覧会補助金制度について

1. 目的

本制度は成安造形大学同窓会正会員が個人または団体に展覧会（個展・グループ展）を開くために、その会場使用料や印刷物（DM、フライヤー等）にかかった費用の一部を同窓会が補助し、活動に対して支援することを目的とする。

2. 支援条件

下記項目を判断基準に、総合的に行ないます。

①団体の場合、主催者に成安造形大学同窓会正会員が2名以上含まれていること。

②下記、3. 募集期間内1人1回を限度とする。

③印刷物が下記条件を満たしていること。

支援を申請しようとする個人または団体は、**協賛：成安造形大学同窓会**と印刷物に明記しなければならない。

*補助金制度の予算執行状況により支援できない場合があります。

3. 募集期間

申し込み期間は事務手続きの都合上、4月1日～翌年2月1日まで随時受付。

（展覧会開催の対象期間は4月1日～翌年3月31日までとする。開催期間が年度を跨がない）

4. 補助金額

団体に対し補助金として上限5万円、個人に対しては上限3万円を補助する。

*成安造形大学同窓会の予算執行状況により上限に満たない場合がある。

5. 申請方法

①申請書に必要事項を記入の上、事務局へ提出する。その際、印刷物の校正紙を必ず提出し、確認を受けること。この際、**協賛：成安造形大学同窓会**と印刷物に明記していなければならない。

*申請書は電話、FAX、メールで事務局までご請求ください。また、本学HPからもダウンロードできます。

②開催後1週間以内に報告書、開催の事実を証明する印刷物、展示風景写真、会場使用料または印刷費の領収証（コピー不可）を提出しなければならない。

*領収証の宛名書きは申請者名もしくは団体名。

6. 支払方法

①役員会もしくは役員の審査終了後に、申請者に対して事務局にて直接、現金で手渡し、または報告書に記載された口座に振り込む。

*口座振込みの場合、振込手数料は申請者負担とします。

7. 決定

①成安造形大学同窓会事務局は提出された申請書を、すみやかに役員会にはかる。

②役員会は「2. 支援条件」を基準に総合的に判断し決定をする。

*報告書から申請された内容が異なると判断された場合は返却を求める場合がある。